

7月中旬に 国民健康保険税(国保税)の 納税通知書をお送りします

問い合わせ 保険年金課

国保税の納期

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に郵送します。国保税は、医療費や介護給付費などの貴重な財源になりますので、各期限内での納付をお願いします。(表1参照)

国保税の算定方法

医療保険分
国保税の医療保険分は、4項目から算定されます。(表2参照)

介護保険分
国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満のかたは、医療保険分と合わせて介護保険分を国保税として納めることとなります。(表3参照)

表1 国民健康保険税の納期

期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
1期	7月31日	2期	9月1日	3期	9月30日
4期	12月1日	5期	12月25日	6期	3月1日

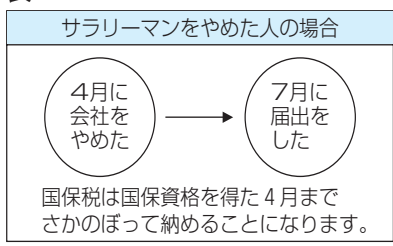
表2 医療保険分算定表

均等割額	加入者1人分17,000円 ×加入人数
平等割額	1世帯 10,000円
資産割額	本年度固定資産税の12% ※都市計画税を除く
所得割額	(前年の総所得金額等-基礎控除) ×5.2%

表3 介護保険分算定表

均等割額	加入者1人分9,000円 ×加入人数
所得割額	(前年の総所得金額等-基礎控除) ×0.68%

表4 サラリーマンをやめた人の場合



口座振替をご利用いただく、納期ごとに指定の口座から自動的に納められますので、納め忘れがないよう、支払いの手間が省けます。一度

④長期譲渡所得等の特別控除を適用
※14年度までは、土地や建物等の資産を譲渡したことで

③青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用
※14年度までは、専従者の給与を支払い側の所得として算定しましたが、15年度からは、青色事業専従者給与及び事業専従者控除が適用されることになり、専従者として受け取っている側の給与収入で算定されます。

②公的年金等特別控除(65歳以上のかたは17万円)の廃止

①給与所得者の特別控除(2万円)の廃止

制度改正により、国保税の所得割額(収入に応じてかかる額)の算定方法が、15年度から次のように変更となりました。

所得割額の算定方法が変更

表5 国保に加入する日

国保に加入する日	国保をやめる日
○他の市区町村から転入した日 (職場の健康保険に加入していない場合)	○他の市区町村へ転出した日
○職場の健康保険をやめた日	○職場の健康保険に加入した翌日
○出生した日	○死亡した日の翌日
○生活保護を受けなくなった日	○生活保護を受け始めた日

災害(風水害、火災等)や特別な事情により、国保税の支払いが著しく困難と認められた場合は、申請により国保税が減免される場合があります。ただし、保険年金課にお問い合わせ下さい。

国保税の減免

収入の無いかたも申告を
国保税は、加入者のかたの所得申告に基づいて計算します。年末調整を受けたかた以外、税務署へ申告するか、市の課税課(本庁舎2階)に住民税の申告をしていただく必要があります。

国保税は、国民健康保険の資格を取得した月(職場の健康保険を抜けた月、他の市区町村から転入した月)からかかります。届出が遅れても、資格を取得した時点までさかのぼって国保税を納めることとなりますので、ご注意ください。(表4参照)

また、年度途中の加入、脱退の場合は、期間(加入の場合はその月より、脱退の場合はその月の前月まで)に応じた月割計算で算定します。

転入、転出、社会保険加入、脱退等により資格の異動が生じた場合は、速やかに保険年金課(本庁舎1階)で資格の取得又は喪失の手続きをして下さい。(表3参照)

国保税の納付は口座振替をご利用下さい

表6 国保加入のかたへ

保養施設をご利用下さい

関東周辺を中心に、保養を目的とした温泉地など22か所の保養施設と契約しています。施設一覧が保険年金課(本庁舎1階)に設置してありますので、ぜひご利用下さい。

★宿泊を伴わない「もえぎの湯」「数馬の湯」等の温泉センターの割引利用券もお渡ししています。直接、保険年金課の窓口へお問い合わせ 保険年金課

国保加入のかたへ

養育施設をご利用下さい

関東周辺を中心に、保養を目的とした温泉地など22か所の保養施設と契約しています。施設一覧が保険年金課(本庁舎1階)に設置してありますので、ぜひご利用下さい。

障害基礎年金を受給されているかたへ

7月31日までに現況届の提出を

20歳前の病気やケガにより、国民年金の障害基礎年金を受けているかたは、「現況届」を必ず提出して下さい。

現況届

対象者のかたには、武蔵野社会保険事務所より「現況届」の用紙(はがき形式)が、受給権者あてに郵送されます。

提出期限

この届出は、今年の8月から来年の7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決める大切な手続きです。7月31日(木)までに必要事項を記入の上、市の保険年金課(本庁舎1階)へ提出して下さい。

公的年金受給のかた

診断書付現況届が郵送されますので、医師に診断書を入れてもらい、切り離さずそのまま保険年金課へ提出して下さい。

国保税の納め忘れに注意しましょう

表7 滞納した場合の給付制限

保険料の滞納状況	給付(保険制度からの支払い)制限など
1年以上の滞納	全額をサービス提供者に支払い、後から市に申請をして支払い額の9割の返還を受ける償還払いとなります
1年6か月以上の滞納	保険給付の金額又は一部の支払いが差し止められます
長期間にわたる滞納	一定期間の給付が減額(通常9割から7割に減額)になります

滞納が一定期間以上になると保険給付(介護サービス利用時の支払いのうち、保険制度が負担する部分)で制限を受けます。

7月中旬に介護保険料納入通知書(決定通知書)をお送りします

介護保険料の納付にご理解を
お問い合わせ 高齢介護課

市報5月15日号でお知らせしたように、第1号被保険者(65歳以上のかた)にお支払いいただく平成15年度の「介護保険料納入通知書(決定通知書)」を7月中旬に郵送します。

介護保険制度は、介護を必要としているかたを社会みんなで支え合うための共同連帯の理念に基づく保険制度です。

その主旨をご理解いただくとともに、介護が必要になった時に安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納付されますようお願いいたします。

平成15年3月分の介護保険料(過年度相当分)を支払っていただくかた

次の①又は②に該当するかたは、3月分の介護保険料(過年度相当分)を当市で支払っていただくこととなります。7月中旬に郵送する平成15年度の「介護保険料納入通知書(決定通知書)」とは別に、3月分(過年度相当分)に、

お問い合わせ 高齢介護課

表8 第1号被保険者(65歳以上のかた)の介護保険料

段階	所得等の状況	保険料計算式	保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	基準額×0.5	年額19,500円 (月額1,624円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	年額29,200円 (月額2,436円)
第3段階	世帯のだれかが課税されて本人が住民税非課税	基準額	年額39,000円 (月額3,248円)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	年額48,700円 (月額4,060円)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	年額58,500円 (月額4,872円)

※年額を算定する場合は、月額保険料を12倍して端数処理されます。

★申請が必要ですが、申請手続きは16年2月になります。詳しくは、市報1月15日号でお知らせします。

お問い合わせ 高齢介護課

65歳以上のかたが当市に転入された場合、転入の属する月から該当になります。

65歳以上のかたが当市に転入された場合、転入の属する月から該当になります。

65歳になるかた

65歳の誕生日の前日の属する月から該当になります。このため、一日生まれのかたは、誕生月の前月から該当になります。

65歳になるかた

65歳以上の転入のかたが介護保険料を支払い始める該当月

お問い合わせ 高齢介護課

表9 滞納した場合の給付制限

滞納状況	給付制限
1年以上の滞納	全額をサービス提供者に支払い、後から市に申請をして支払い額の9割の返還を受ける償還払いとなります
1年6か月以上の滞納	保険給付の金額又は一部の支払いが差し止められます
長期間にわたる滞納	一定期間の給付が減額(通常9割から7割に減額)になります

滞納が一定期間以上になると保険給付(介護サービス利用時の支払いのうち、保険制度が負担する部分)で制限を受けます。

お問い合わせ 高齢介護課

65歳以上のかたが当市に転入された場合、転入の属する月から該当になります。

65歳以上のかたが当市に転入された場合、転入の属する月から該当になります。

65歳になるかた

65歳の誕生日の前日の属する月から該当になります。このため、一日生まれのかたは、誕生月の前月から該当になります。

65歳になるかた

65歳以上の転入のかたが介護保険料を支払い始める該当月

お問い合わせ 高齢介護課

7月中旬に介護保険料納入通知書(決定通知書)をお送りします

介護保険料の納付にご理解を
お問い合わせ 高齢介護課

市報5月15日号でお知らせしたように、第1号被保険者(65歳以上のかた)にお支払いいただく平成15年度の「介護保険料納入通知書(決定通知書)」を7月中旬に郵送します。

介護を必要としているかたを社会みんなで支え合うための共同連帯の理念に基づく保険制度です。

その主旨をご理解いただくとともに、介護が必要になった時に安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納付されますようお願いいたします。

平成15年3月分の介護保険料(過年度相当分)を支払っていただくかた

次の①又は②に該当するかたは、3月分の介護保険料(過年度相当分)を当市で支払っていただくこととなります。7月中旬に郵送する平成15年度の「介護保険料納入通知書(決定通知書)」とは別に、3月分(過年度相当分)に、

お問い合わせ 高齢介護課